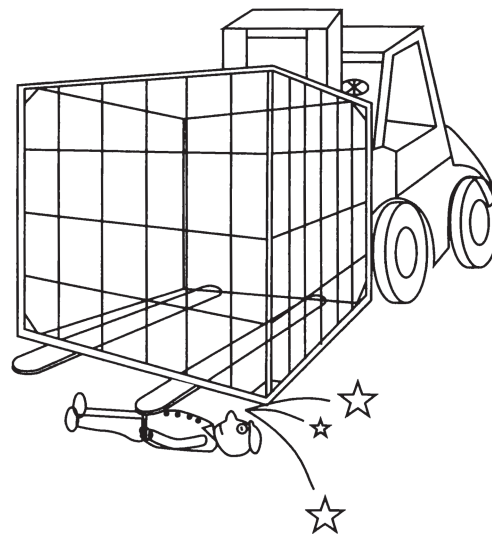


災害事例
と
その対策
No.19

フォークリフトで荷役中、 前方歩行中の作業者を被災させる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 40名
3. 被災者 荷役運搬作業員（副長） 男性55歳 経験20年 勤続20年
4. 傷病名 外傷性ショック死
5. 災害発生状況
 - (1) 災害発生当日の作業は、被災者甲の所属するA社が倉庫間荷役作業を行い、フォークリフト運転者乙の所属するB社は沿岸荷役作業を行うことになっていた。
 - (2) 当日は「C丸」への荷役作業を行う予定であった。始業は8時より16時まで荷役作業を行って、出航は17時の予定である。
 - (3) A社の作業は、8時朝礼後作業開始し、9時まで自社倉庫にてコンテナ準備作業、9時半まで待機室にて休憩した。9時半ごろ被災者甲はコンテナの集まり状況を確認するために一人で、コンテナ仮置場へ向かって出発した。
 - (4) B社の作業は、8時20分から10分間、体操、ミーティング、フォークリフトの点検を実施した。続いて9時までコンテナ野積場においてトラックで運ばれてきた製品の積卸しを行った。9時以降、自社倉庫より岸壁のコンテナ仮置場へコンテナの運搬を開始した。
 - (5) フォークリフト運転者乙が自社倉庫より200m離れた岸壁コンテナ仮置場の間を二往復して、次のコンテナ（すかしコンテナ〔縦1.8×横1.8×高さ1.9m〕に1袋20kgの肥料を50袋、総重量約1.75t）を積載し、前進で走行中、被災者甲をコンテナ仮置場より約50mの位置で後方から、フォークリフト左側前輪にて接触したものである。（フォークリフト速度は約10km/h）災害発生時刻は9時半頃だった。
 - (6) フォークリフト運転者乙は甲に全く気づいておらなかった。
 - (7) フォークリフトの形式はカウンタバランスフォークリフトで、最大荷重は6.8tであった。
6. 災害発生原因
 - (1) 常時、一般車両が通行するところにもかかわらず、注意を促す歩行者通路標識等を設置していなかったため、被災者が安全確認を行わなかった。
 - (2) フォークリフトですかしコンテナに荷を積んで前進していたため、視界が悪く、前方を歩いていた被災者を確認できずに轢いてし

災害発生状況図



まった。

(3) 通行人とフォークリフトとの接触防止措置を講じていなかった。

(4) 関係業者間の連絡調整が綿密にできていなかった。

7. 防 止 対 策

(1) 車両等の走行区分および作業者の安全通路を路面に標示区分し、車両等の走行区域に作業者を立ち入らせない。

(2) 路面に標示することが困難である場合、常時誘導員を配置して作業する。

(3) 作業計画を作成し、車両等の運行経路を明確化し、これを関係作業者に周知徹底させる。

(4) 通行人が不意に飛び出す恐れのある箇所には、標識等により明示を行い、周辺作業者に注意を促す。

(5) 上記(1)～(4)を実施するにあたっては、関係団体および業者間にて連絡調整を行い、今後の災害発生防止について関係者で取り組み徹底させる。

(6) コンテナに荷を積んで前進視界が悪い時は、後進走行するか又は、誘導者をつけて作業する。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

・ 第151条の7（接触の防止）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、その荷に接触することにより労働者に危険が生じる恐れのある個所に労働者を立ち入らせてはならない。

＊「危険が生じるおそれがある個所」には荷役機械（フォークリフト等）の走行範囲だけでなく、荷役機械の可動部分、荷のはみ出し部分等もいう。

